

持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業

○オーバーツーリズムの未然防止や自然環境・文化等の地域資源の保全・活用を通じ、地域旅行者の双方がメリットを享受できる持続可能な観光の促進に向けた受入環境の整備を支援するとともに、持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援する事業

◆事業のポイント

○事業の種類について

「①一般型」、「②国際認証・表彰取得型」の2つの類型に分けて公募を実施します。

○整備計画策定者について

「①一般型」

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者（民間事業者等）を対象とする。

「②国際認証・表彰取得型」

整備計画提出時に持続可能な観光に関連した国際認証・表彰制度であるGreen Destinations（GD）、Best Tourism Villages(BTV)等の認証・表彰を受けている地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）を対象とする。

○補助対象事業者について

整備計画に記載された事業を実施する者としてします。

（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者（民間事業者等）を対象）

※整備計画策定者と補助対象事業者は同一でも構いません。また、補助対象事業者は一つの計画申請において複数であっても構いません。

○補助率について

補助対象経費の2分の1

○補助対象事業（補助メニュー）について

「①一般型」

オーバーツーリズムの未然防止や自然環境、文化等の地域資源の保全・活用の観点による11の補助メニュー（詳細は2ページを参照）。

「②国際認証・表彰取得型」

持続可能な観光地域形成に向けた受入環境整備・施設改修 ※一般型補助メニューとの複数実施も可

○以下のいずれかの要件を満たしている場合には、計画認定時に加点評価とします。

- ・整備計画策定者が「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」ロゴマークを取得していること
- ・整備計画策定者が「先駆的DMO」として選定されていること

持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業

「①一般型」

<p>補助対象事業 (補助メニュー)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①トイレの有料化に係る整備 ②入域料・協力金徴収のためのオンライン等による徴収システムとその徴収に必要な整備 ③自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備 ④景観に配慮した工作物の整備 ⑤光害防止のための照明の整備 ⑥バイオトイレ等の整備 ⑦ペットボトル削減のための給水機等の整備 ⑧パークアンドライドのための駐車場の整備 ⑨マナー啓発のためのコンテンツ制作、設備整備 ⑩混雑平準化・解消のための予約システムの整備 ⑪混雑平準化・解消のための混雑状況の可視化に資するシステムの整備
<p>整備計画策定者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・観光地域づくり法人 (DMO) ・その他の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者 (民間事業者等)
<p>補助対象事業者</p>	<p>整備計画に記載された事業を実施する者としてします。</p>
<p>補助率</p>	<p>補助対象経費の2分の1</p>
<p>補助対象外経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得、賃借に要する費用 ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新にのみ要する費用 ・光熱費、通信費、保険料、人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する費用 ・レンタル・リース契約に関する費用 ・工事等に要する設計費のうち、基本設計に係る費用 ・イベント等による一時的な設置のための費用 ※常設又は一定期間定期的に設置される場合には補助対象とする ・消耗品費 <p>上記以外の補助対象経費については、補助対象事業ごとに要領に記載</p>

持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業

「②国際認証・表彰取得型」

補助対象事業	<p>持続可能な観光地域形成に向けた受入環境整備・施設改修</p> <p>改修の範囲について、決まった特段の補助メニューは設けません。面的な設備導入や施設改修等により、地域全体で持続可能な観光の促進のための効果が発揮できる整備内容であるかを総合的に審査します。明らかに持続可能な観光の促進につながるとは言えない整備は対象外となります。</p> <p>※一般型補助メニューとの複数実施も可</p>
整備計画策定者	<p>整備計画提出時に持続可能な観光に関連した国際認証・表彰制度であるGreen Destinations (GD)、Best Tourism Villages(BTV)等の認証・表彰を受けている以下の団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・観光地域づくり法人 (DMO)
補助対象事業者	<p>整備計画に記載された事業を実施する者としてします。</p>
補助率	<p>補助対象経費の2分の1</p>
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得、賃借に要する費用 ・光熱費、通信費、保険料、人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する費用 ・レンタル・リース契約に関する費用 ・工事等に要する設計費のうち、基本設計に係る費用 ・イベント等による一時的な設置のための費用（但し、常設又は一定期間定期的に設置される場合には補助対象とする。） ・消耗品費 ・プロモーション費用 ・コンテンツ造成費用

補助対象施設

		国管理の施設	営利目的の施設内	公共空間/公共施設	
				利用料を収受する	利用料を収受しない
一般型	①トイレの有料化に係る整備	×	×	×	○
	②入域料・協力金徴収のためのオンライン等による徴収システムとその徴収に必要な整備	×	×	○	○
	③自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備	×	×	○	○
	④景観に配慮した工作物の整備	×	×	○	○
	⑤光害防止のための照明の整備	×	×	○	○
	⑥バイオトイレ等の整備	×	×	○	○
	⑦ペットボトル削減のための給水機等の整備	×	×	○	○
	⑧パークアンドライドのための駐車場の整備	×	×	○	○
	⑨マナー啓発のためのコンテンツ制作、設備整備	×	○ 当該施設だけでなく、地域全体に関する内容の場合	○	○
	⑩混雑平準化・解消のための予約システムの整備	×	×	○	○
	⑪混雑平準化・解消のための混雑状況の可視化に資するシステムの整備	×	×	○	○
国際認証取得型	持続可能な観光地域形成に向けた受入環境整備・施設改修	×	×	○	○

応募期間等

応募期間等

2次応募期間：令和6年7月19日（金）～令和6年11月8日（金）

※随時受付し、予算がなくなり次第、募集を終了させていただきます

運用開始期限

会計年度末（令和7年3月）までに自己評価（応募要領参照）を実施できるよう、本事業による環境整備を行ったうえで、運用を開始してください。

注意事項

- 本補助金の交付対象となる経費は、以下のAからCの条件すべてを満たす経費とします。
 - A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
 - C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費
- 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象とはなりません。ただし、国からの補助とは別に都道府県等自治体からの補助金を受けることは可能です（補助金等の財源が国費である場合を除きます）。
- 国の財源により整備・管理されている施設の場合には、原則として補助金の対象となりません。
- 整備計画区域が国立公園・国定公園に含まれる場合には、工作物の設置等の有無に関わらず、国立公園については所管する環境省自然保護官事務所等に、国定公園については所管する都道府県自然公園部局に、事前の相談をしてください。

持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業 事業スキーム

1. 「持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備計画」及び要望書の提出



2. 計画認定及び補助金額内示



3. 交付申請書の提出



4. 交付決定



5. 事業実施（交付決定後～令和7年3月）



6. 完了実績報告（事業完了1ヶ月後又は令和7年4月10日のいずれか早い方）



7. 補助金額の確定



8. 精算

整備計画の選定・
内定通知

交付申請・
交付決定

事業実施

精算